

## もぐさだい児童館 X アカウント運用要領

### (目的)

第1条 本要領は、もぐさだい児童館（以下「館」という。）はソーシャルメディアサービスである X を利用者や地域住民への情報提供媒体として運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X 米国 X 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 館 X もぐさだい児童館が設置・運用する X をいう。
- (3) アカウント X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。
- (5) ポスト (post) X に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。
- (7) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。
- (8) リプライ 他のユーザーのポストに返信することをいう。
- (9) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう。

### (運用主体)

第3条 館 X の運用主体はもぐさだい児童館とし、アカウントの登録、管理及び運用は館長及び主任が行う。

2 館 X のアカウントは@mogusadaijidou1 とする。

### (運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、館 X のプロフィール欄で明示する。

### (アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するために、運用主体として X のアカウントを館のホームページに明示する。

### (掲載内容)

第6条 館 X は、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) もぐさだい児童館の事業の開催、変更、中止等に関するもの
  - (2) その他、館長または主任が適当と認めるもの
- 2 発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

### (フォロー、リプライ及びリポストの制限)

第7条 館 X では情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリポストは原則として行わないものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の発信する公益性の高いポストで、館長及び主任が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(もぐさだい児童館ホームページとのリンク)

第8条 ポストに関するリンク先は、原則として館のホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、館長及び主任が特に必要と認めるものはこの限りではない。

2 Xのプロフィール欄に、館のホームページの URL を記載する。

(運用の停止)

第9条 X のシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、館 X を継続して運用することが困難になった場合は、館のホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(運用要領の周知・変更)

第10条 本要領の内容は、館ホームページに記載し、周知する。または本要領は必要に応じて変更できるものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、館 X または館のホームページに明示し周知する。

(遵守事項)

第11条 館 X の運用にあたっては日野市児童館公式 X 運用ポリシーの内容と、日野市情報セキュリティに関する基本方針を順守する。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

本要領は、令和2年4月15日から適用する。

一部改訂 令和5年7月24日